



柏市地域防災計画の修正について

令和6年度 第2回柏市防災会議

令和7年1月28日 防災安全課



柏市地域防災計画とは

柏市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、柏市防災会議が作成および修正する計画。

市民の生命, 身体, 及び財産を守るため実施すべき対策及び今後の方向性を定めている。

本編(震災編, 付編, 風水害等編, 大規模事故編, 放射性物質事故編)及び資料編から構成



令和6年6月に改訂された 国の防災基本計画に基づいた修正

- ①水害対策の強化
- ②避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
- ③避難所運営
- ④物資調達・輸送

防災基本計画の改定に伴う修正



国の修正概要 ①水害対策の強化

道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化



市の修正概要

- ・ワンコイン浸水センサによる「柏市管路内水位観測システム(RisKma(リスクマ))」の導入(風-43)

市内の雨水管等に設置した水位計や道路等に設置したセンサーによる水位情報や道路冠水の情報及び国・県や近隣の自治体に設置された観測機器(河川水位計、雨量計など)によるリアルタイムの観測情報を確認する。

国の修正概要 ②避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

在宅避難者, 車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供



市の修正概要

避難所外避難者に対する支援の構築のため、避難所の施設整備の強化を図る(震-55)

防災基本計画の改定に伴う修正



国の修正概要 ③避難所運営

- ・パーティション, 段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
- ・避難所における生活用水の確保
- ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮



市の修正概要

避難所の生活環境の充実及び運営面の改善し, 被災生活中の健康管理の対策(震-143)

マンホールトイレ・給水拠点の整備(拡充中)(震-65, 75)

※トイレカーについては次年度導入のため, 運用面を整理した後に記載予定

国の修正概要 ④物資調達・輸送

運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保



市の修正概要

地域内輸送拠点設立の際に効率的な運営を図るため運送事業者等と連携して確保(震-151)



柏市の防災体制の変更等に伴う 柏市地域防災計画の修正

- ①指定避難所の避難施設の拡充
- ②災害対策本部等, 災害対応チームの執務室の変更
- ③地区災害対策本部職員の構成変更
- ④職員配備体制の基準を変更

市の修正概要

①指定避難所の避難施設の拡充

指定避難所一人当たりの専有面積の基準を 4m^2 に統一。
学校の場合,「①体育館・武道場②特別教室③普通教室」と避難者数
や災害の規模に応じて段階的に開設をすることで, 想定避難者数分
の避難スペースを確保(震-54)

施設名	変更後	
	面積合計(m^2)	収容人数(4m^2)
市立小学校	119,239	21,549
市立中学校・高等学校	78,557	14,006
近隣センター	11,148	1,790
上記以外	38,299	6,786
合計	247,243	44,131

市の修正概要

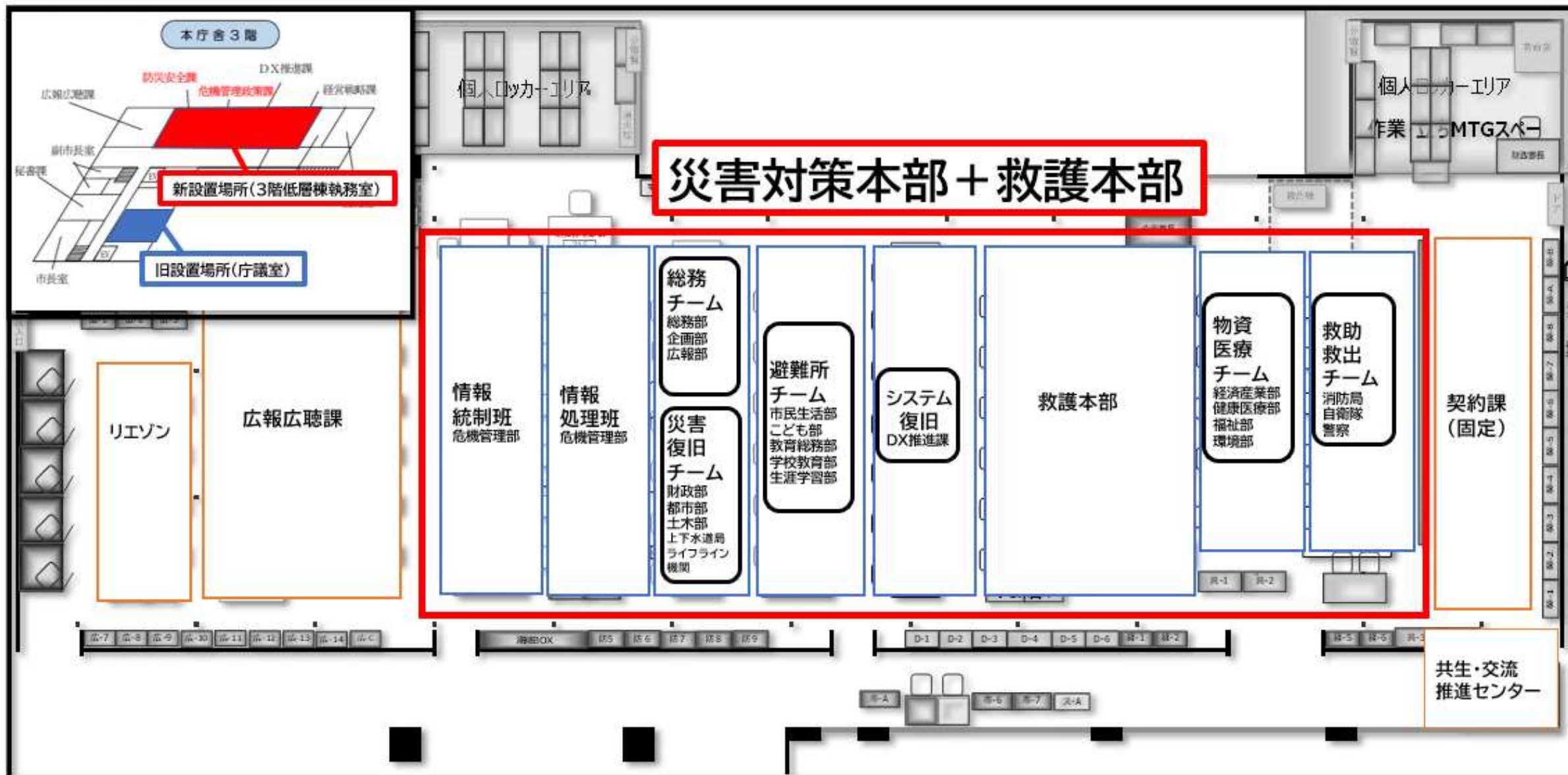
②災害対策本部等, 災害対応チームの設置場所の変更



災害時の防災機能の強化を目的として次のとおり変更

- | | | | |
|----------|-------------|---|--------------------------------|
| ・災害対策本部 | 本庁舎3階庁議室 | ⇒ | 本庁舎3階低層棟 |
| ・救護本部 | 本庁舎3階302会議室 | ⇒ | 本庁舎3階低層棟 |
| ・コールセンター | 第5・第6委員会室 | ⇒ | 本庁舎3階302会議室
(震-94, 96, 120) |

10



市の修正概要

③地区災害対策本部職員の構成変更



迅速な避難所開設を目的に次のとおり変更

- ・避難所開設・運営員を地区災害対策本部付に統一
- ・地区災害対策本部員を増員し、各指定避難所に3名の職員を配置
(震-99, 100)

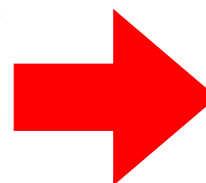
市の防災体制の変更に伴う修正



③地区災害対策本部職員の構成変更

変更前

担当	役割	人数
本部長 本部長補佐 本部運営担当	地区災害対策本部の 設置・運営	KC職員の数
被害調査担当	地区内の被害情報の収集	2名
避難所運営 担当	避難所の開設・運営	開設施設につき2名 ※中学校は1名
救護福祉担当	人命に係る情報収集 K-net活動	2名
物資給水担当	備蓄倉庫の搬出管理 応急給水拠点での活動	1施設につき1名

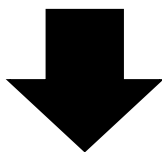


変更後

担当	役割	人数
本部長 本部長補佐	全体指揮	各1名
本部運営員	避難所の開設・運営 地区内の被害情報の収集 人命に係る情報収集 K-net活動 備蓄倉庫の搬出管理 応急給水拠点での活動	4名
避難所開設・運営		1施設につき3名

市の修正概要

④職員配備体制の基準を変更



配備を目的に以下のとおり変更

- ・震災編の配備体制に情報収集体制と明記(震-92)
- ・風水害編の配備体制に情報収集体制の明記(風-26)
警戒第一配備から警戒第二配備 ⇒ 「警戒配備」に統一
非常第二配備 ⇒ 消防局職員を除く全職員の1/2以上に変更

市の防災体制の変更に伴う修正



④職員配備体制の基準を変更(震一92)

本部	配備	配備基準	参集体制
—	注意配備	■ 市内震度が4を記録したとき。 ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	各部局必要 人員参集
警戒本部	警戒配備	■ 市内震度が5弱を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	職員の1/2参集
災害対策本部	非常配備	■ 市内震度が5強以上を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたとき。	全職員参集



本部	配備	配備基準	参集体制
—	情報収集体制	■ 市内震度が4を記録したとき。 ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	各部局必要 人員参集
警戒本部	警戒配備	■ 市内震度が5弱を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	職員の1/2参集
災害対策本部	非常配備	■ 市内震度が5強以上を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたとき。	全職員参集

市の防災体制の変更に伴う修正



④職員配備体制の基準を変更(風水害-26)

本部	配備	配備基準	参集体制
-	注意 配備	■大雨、洪水、強風等の注意報が発表され、災害発生が予測されるとき ■その他の状況により市長が必要と認めたとき	土木・危機管理各部の職員
警戒本部	警戒 第一 配備	■大雨、洪水、暴風、大雪等の警報が発表されたとき(自動配備)	土木・危機管理・総務・市民生活・広報・経済産業・都市各部の警戒配備職員及び当該部で必要とする職員
	警戒 第二 配備	■その他の状況により市長が必要と認めたとき	配備検討会議での決定または警戒本部の指示による
水防本部	水防 配備	■大雨警報又は洪水警報が発表され、かつ警戒本部において危機管理部長が必要と認めるとき ■その他、市長が認めるとき	第3章第2節第12 1(3)職員の配備・動員に準ずる
災害対策本部	非常第 一配備	■市域に局所的災害が発生したとき ■その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員の1/6
	非常第 二配備	■全市的に災害が発生したとき ■その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員の4/6
	非常第 三配備	■全市的に災害が拡大し、非常第二配備では対処できないとき ■その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員



本部	配備	配備基準	参集体制
-	情報 収集 体制	■大雨、洪水、強風等の注意報が発表され、災害発生が予測されるとき ■その他の状況により市長が必要と認めたとき	危機管理・土木各部の職員
警戒本部	警戒 配備	■大雨、洪水、暴風、大雪等の警報が発表されたとき(自動配備) ■その他の状況により市長が必要と認めたとき	危機管理・広報・市民生活・都市・土木・上下水道局各部局の警戒配備職員及び当該部で必要とする職員 上記職員以外については配備検討会議での決定または警戒本部の指示による
災害対策本部	第一 配備	■市域に重大な災害が発生する恐れがあるとき ■その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員の1/6以上
	第二 配備	■市域に重大な災害が発生したとき ■柏市に気象に関する特別警報が発令されたとき ■その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員の1/2以上
	第三 配備	■全市的に災害が拡大し、非常第二配備では対処できないとき ■その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員



- ① 誤字・脱字の修正等, 軽微な修正
- ② 企業や団体, サービス名等の名称変更に伴う修正